

## 「外国における重要な公的地位」について

お客さまが以下のいずれかに該当する場合、外国における重要な公的地位にあることとなりますので必ずお申し出ください。

1. 現在、後記 A～H の地位・役職にある
2. 過去、後記 A～H の地位・役職にあったことがある
3. 家族(※)の中に、後記 A～H の地位・役職にある(または過去にあった)人物がいる  
※配偶者、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母、配偶者の子  
(配偶者には事実婚を含みます)

A	国家の元首
B	日本国における内閣総理大臣、その他の国务大臣、副大臣に相当する職
C	日本国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
D	日本国における最高裁判所の裁判官に相当する職
E	日本国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
F	日本国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
G	中央銀行の役員
H	予算について国会の議決を経るか、または承認を受けなければならない法人(国営企業など)の役員